平成２３年（フ）第１３号
函館市湯川町２丁目19番11号
債務者　野田　充作
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２号
岩手県二戸市石切所字台中平57番地
債務者　田村今日子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第１７３７号
埼玉県新座市東１丁目８番40号　ヴェルドミール新座313号室
債務者　寺田眞知江（旧姓七五三木）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５１号
さいたま市南区南本町１丁目13番15号704
債務者　小野久美子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６８号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地２－２－506
債務者　片桐由美子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０３７号
埼玉県川口市戸塚東１丁目13番11号　山手観光株式会社内
債務者　田口　孝仁
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５５号
さいたま市西区大字佐知川381番地14
債務者　阿部　正子（旧姓駒田）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５９号
埼玉県朝霞市幸町２丁目18番29号　カオルマンション201
債務者　並木しのぶ（旧姓宇野）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１５３号
埼玉県戸田市大字新曽44番地の３
債務者　中野寿美子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２９号
さいたま市桜区中島１丁目11番５号　ジュネパレス202
債務者　高澤　尚明
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０号
さいたま市大宮区三橋１丁目1141番地
債務者　渡邊　國弘
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６号
埼玉県所沢市若狭４丁目2468番地の15　スカイハイツ201、前住所埼玉県所沢市若狭３丁目2346番地の２　河野コーポ104
債務者　中原　幸郁
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７号
埼玉県川越市大字寺尾629番地４
債務者　小倉　栄治
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１６号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷357番地９　サンドミール206号
債務者　木下川國王
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１４２号
山口県宇部市大字東須恵1050番地16
債務者　本間　正良
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１２７号
山口県宇部市大字妻崎開作1196番地
債務者　森重喜代子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２２５号
山口県山陽小野田市須恵３丁目１番１―301号　市営住宅Ａ棟31号
債務者　千々松和美
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
山口地方裁判所宇部支部